

和歌山市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を次のとおり公表する。

平成30年3月29日

和歌山市監査委員	伊藤隆通
同上	森田昌伸
同上	尾崎方哉
同上	藪浩昭

第1 監査の期間

平成29年9月11日から平成30年2月9日まで

第2 監査の実施箇所

1 財政局

財政部	財政課、管財課、調達課、営繕課、工事検査課
税務部	市民税課、資産税課、納税課、債権回収対策課

2 健康局

保険医療部	保険総務課（斎場を含む。）、指導監査課、介護保険課、地域包括支援課、国保年金課
-------	---

健康推進部	総務企画課、生活保健課、保健対策課、地域保健課（中保健センター、西保健センター、南保健センター、北保健センターを含む。）、衛生研究所
-------	--

3 福祉局

社会福祉部	高齢者・地域福祉課、生活支援課、生活保護課、障害者支援課、臨時福祉給付金課
-------	---------------------------------------

子ども未来部	子育て支援課（平井児童館、杭の瀬児童館、芦原児童館、善明寺児童館、鳴神児童館、岩橋児童館、木ノ本児童館、本渡児童館を含む。）、子ども家庭課、保育子ども園課（砂山保育所、宮前保育所、中之島保育所、芦原保育所、名草保育所、楠見保育所、新南保育所、川永保育所、小倉保育所、西脇保育所、安原保育所、四箇郷保育所、宮北保育所、宮保育所、西和佐保育所、杭の瀬保育所、鳴神保育所、栄谷保育所を含む。）、子ども総合支援センター
--------	---

4 産業まちづくり局

産業部	産業政策課、商工振興課
-----	-------------

観光国際部	観光課、国際交流課、和歌山城整備企画課
-------	---------------------

農林水産部	農林水産課、耕地課、中央卸売市場
-------	------------------

都市計画部	都市計画課、都市整備課、都市再生課、建築指導課、区画整理課、地籍調査課
-------	-------------------------------------

5 消防局

消防総務課、予防課、警防課、指令課、中消防署（南分署、宮前出張所を含む。）、東消防署（四箇郷出張所、岡崎出張所、河南出張所を含む。）、北消防署（紀伊分署、加太出張所、鳴滝出張所を含む。)

- 6 農業委員会事務局
- 7 固定資産評価審査委員会事務局

### 第3 監査の項目

- 1 調定、収納及び現金取扱状況
- 2 予算の執行状況
- 3 財産の管理状況
- 4 委託料、補助金等の有効性及び効率性
- 5 各事務処理の必要性及び効率性
- 6 その他

### 第4 監査の結果

おおむね良好であったが、一部において次表のとおり整備を要する事項が見受けられたので、今後、より適正な事務の執行を望むものである。

なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

項目	監査結果	担当局部課等名
賃貸料の算定誤りによる過徴収	わかやまSOHOヴィレッジ定期建物賃貸借契約に係る業務ブースの賃貸料について、賃貸借契約書第4条では、1月に満たない場合の賃貸借料は、1月を30日として日割計算し、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とすると定められているが、切り捨て処理をせずに収納していたため、早急に差額分を返還するとともに、今後このようなことがないよう契約の定めを遵守されたい。	産業まちづくり局 産業部 商工振興課
納期限の記載誤りにより、規則の定め期間を超えた収納	行政財産の目的外使用許可に係る使用料（和歌山公園常時土地使用料）の徴収事務において、和歌山市公有財産規則第25条の2では、納付すべき期限を別に指定する場合においては、当該納付すべき期限までの期間は、使用許可をする日から1月を超えてはならないと規定されているが、1月を超える納期限が指定され、収納までに1月を超えた期間を要しているものが見受けられたので、納入通知書において同条に則した納期限を明記されたい。	産業まちづくり局 観光国際部 和歌山城整備企画課

現金の収納事務における誤り	岡公園茶室使用料の払込事務において、和歌山市財務規則第89条第3項では、出納員が直接収納した収納金は、即日又は翌日払込書により指定機関等に払い込まなければならないと規定されているが、払い込むまでに期間を要しているものが見受けられたので、同規則を遵守されたい。	産業まちづくり局 観光国際部 和歌山城整備企画課
	建築申請手数料等の払込事務において、和歌山市財務規則第89条第3項では、出納員が直接収納した収納金は、即日又は翌日払込書により指定機関等に払い込まなければならないと規定されているが、払い込むまでに期間を要しているものが見受けられたので、同規則を遵守されたい。	産業まちづくり局 都市計画部 建築指導課

## 第5 監査の意見

監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は次表のとおりである。

項目	意見	担当局部課等名
郵便切手等、現金に準じるものの管理体制の整備	<p>本市において多くの部署が郵便切手、はがき、駐車場回数券など現金に準じるものを保有しているが、規則等において受払台帳の様式や管理及び保管方法について明確な規定がなく、各部署により取扱いに差異がある状況であった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、盗難等の事故に繋がりやすい要素があり、現金と同様に適切な管理が求められることから、統一された基準を明文化し、適正で安全な管理体制となるよう整備を図られたい。</p>	出納室